

行政事業レビューシート (厚生労働省)						
予算事業名	原爆被爆者介護手当等負担金		事業開始年度	昭和43年度	作成責任者	
担当部局庁	健康局		担当課室	総務課指導調査室	総務課指導調査室 岡山 健二	
会計区分	一般会計		上位政策	-		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第31条、第43条第2項		関係する計画、通知等	-		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	当負担金は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第31条に規定する介護手当について、同法第43条第2項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う同手当の支給事業に要する経費の一部を負担することにより、原爆被爆者の福祉の向上を図ることを目的とする。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	原爆被爆者介護手当等負担金 負担先：都道府県、広島市、長崎市 対象者：原爆被爆者であつて、精神上又は身体上の障害により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けている方 手当額：介護手当 重度 104,730円以内/月額、中度 69,810円以内/月額、 家族介護手当 21,570円/月額 負担率：8/10、1/2					
実施状況	原爆被爆者介護手当等負担金の実績(平成20年度末) 介護手当 18,607件 家族介護手当 23,106件					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	1,537	1,497	1,266	1,218	1,237
	執行額	1,272	1,261	1,266		
	執行率	82.8	84.2	100		
	総事業費(執行ベース)	1,522	1,477	1,573		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	支出先・用途の把握については、事業完了後提出される事業実績報告により把握				
	見直しの余地	平成22年度予算については、事業の執行状況を踏まえ、対前年度96%(△48百万円)の規模に見直しを図った。				
予算・監視の効率化	原爆被爆者介護手当等負担金については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく必要な事業であり、予算の執行の観点からも概ね妥当であるが、引き続き効率的な予算執行に努めること。					
補記						

厚生労働省
1,266百万円

交付内容の精査、調整、確認等



【補助】

A. 都道府県、広島、長崎市
(47)
1,266百万円

(内訳)上位10者

- | | |
|---------|--------|
| 1, 広島市 | 417百万円 |
| 2, 長崎市 | 306百万円 |
| 3, 東京都 | 129百万円 |
| 4, 大阪府 | 85百万円 |
| 5, 徳島県 | 67百万円 |
| 6, 広島県 | 57百万円 |
| 7, 長崎県 | 28百万円 |
| 8, 神奈川県 | 27百万円 |
| 9, 兵庫県 | 17百万円 |
| 10, 福岡県 | 16百万円 |

被爆者からの申請の精査、事業の実施

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.広島市			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
手当	介護手当支給費	417			
計		417	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0